

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年10月26日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 石谷 俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

## 1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用しているケーブル式常時海底地震観測システム（以下「本システム」という）陸上局GPS装置の代替機の製作を行うものである。本招請は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びに内部処理の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 ケーブル式常時海底地震観測システム陸上局GPS装置の製作
- (2) 業務内容 障害状態にあるケーブル式常時海底地震観測システム陸上局GPS装置の代替機を製作する。
- (3) 履行期限 令和5年3月31日（金）

## 3 業務目的

本業務は、南海トラフ地震の想定震源域の東側海域を監視する重要な観測網である本システムの障害を復旧するために必要となるGPS装置の代替機を製作し、南海トラフ東海域の安定的な監視、緊急情報の迅速な発表体制の継続を目的とするものである。

## 4 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本システム陸上局 GPS 装置が、南海トラフ地震を監視するために重要な機器であることを理解した上で、既存の GPS 装置と交換した際ににおいても本システムが安定して正常運用を継続可能となるよう設計、製作するために必要な技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本システム陸上局 GPS 装置の性能及び機能を理解し、その製作及び動作確認を行うために必要な設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに GPS 装置代替機の製作を完了する体制を有すると共に、取付後に発生した不具合などについて連絡をするために必要な窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、本システムを構成する機器の構造、取扱い方法を熟知し、機器の製造を行った実績を有すること。

(7) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門 3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 藤田 めぐみ

電話 03-6758-3900（内線 2523）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年10月26日（水）から令和4年11月14日（月）まで（1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年11月15日（火）17時まで（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」において  
関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を  
提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で  
該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。